

議員提出議案第5号

新聞購読料等への消費税軽減税率適用を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月20日 提出

守谷市議会

議長 松丸 修久 様

提出者 守谷市議会議員 高木 和志

賛成者 守谷市議会議員 寺田 文彦

〃 青木 公達

〃 末村 英一郎

〃 伯耆田 富夫

〃 松丸 修久

平成 年 月 日 原案 決

新聞購読料等への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞販売店は、地域に張りめぐらせた戸別配達網により、知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで、国民の知る権利と民主主義を足元から支えようと、日々の仕事に取り組んでいる。

国土も狭く、資源の少ないわが国が、世界有数の先進国となったのは、持ち前の勤勉性と活字文化の伝統による識字率の高さが要因と考える。とりわけ新聞の高い普及率が学力・技術力を支える役割を果たしてきたことは広く万人が認めるところである。

近年、活字離れが進む中で、書籍とともに新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもたちが増えるなど、次世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮される。さらに、今回の増税により、新聞離れ書籍離れが加速されることも懸念されている。

また、販売店の経営が悪化すれば、従業員の雇用不安を招くものと危惧される。

消費税増税に当たり、多様な意見があるのは承知しているが、多くの先進国では例外を設け、品目別に複数税率を導入しているのが現実であり、民主主義を支える公共財と位置づけられる新聞、書籍には、ゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしている。「知識には課税せず」との認識が、国力を維持向上させる力となるのは間違いないと考える。

よって、政府においては、下記事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 消費税増税に当たり複数税率を導入すること。
2. 新聞、書籍等の活字媒体に対し、消費税軽減税率を適用すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

(提出先)

内閣総理大臣
財務大臣

提案理由（議員提出議案第5号）

提案の理由を申し上げます。

新聞を含む活字文化は、水・米などとともに日本の国を形づくってきた基礎的財であり、新聞販売店は、地域に張りめぐらせた戸別配達網により、毎朝届けることで、国民の知る権利と民主主義を足元から支えてきました。

しかし、近年、活字離れが進む中で、書籍とともに新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもたちが増えるなど、次世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されます。さらに、今回の増税により、新聞離れ書籍離れが加速されることも懸念されています。

また、販売店の経営が悪化すれば、従業員の雇用不安を招くものと危惧されます。

消費税増税に当たり、多様な意見があるのは承知していますが、多くの先進国では例外を設け、品目別に複数税率を導入しているのが現実であり、民主主義を支える公共財と位置づけられる新聞、書籍には、ゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。「知識には課税せず」との認識が、国力を維持向上させる力となるのは間違いないと考えます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。